

こども家庭センターについて



令和5年12月15日(金)
令和5年度 第1回 磐田市子ども・子育て会議
こども・若者相談センター

1

こども家庭センター設置の経緯

- ・平成28年の児童福祉法等の改正以降、市町村において、児童福祉分野における
① 子ども家庭総合支援拠点（こども若者相談センター）
母子保健分野における
② 子育て世代包括支援センター（こども未来課子育てサポートグループ）の整備を進めてきた。
- ・一方で、全国的には、双方の機関で情報が十分に共有されず、支援が届かない事例があったことが指摘されていた。

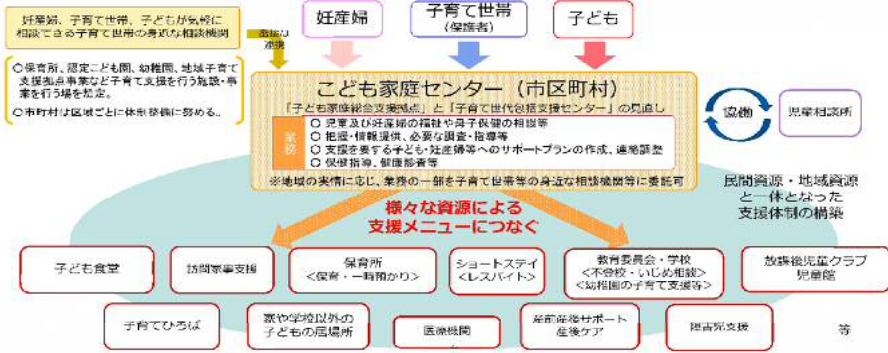


国は、双方の設立の意義やこれまで果たしてきた機能・役割を維持しながら、組織を一体化した相談支援機関である **“こども家庭センター”** の設置を市町村の努力義務とした。

2

こども家庭センターの概要

- 市区町村において、こども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、**全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。**
 - ※ こども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）
- この相談機関では、**妊産婦から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。**
 - ※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



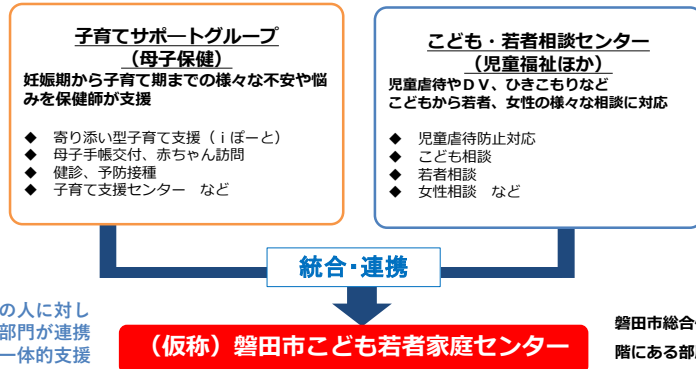
Copyright Iwata City. All Rights Reserved

3

3

磐田市の対応

- 磐田市では、妊産婦や乳幼児の保護者、子育て家庭へ寄り添い型支援を行っている「**こども未来課 子育てサポートグループ**」と、虐待など困難を抱える家庭やこどもの相談、DV等の女性相談、引きこもり等の若者相談を行っている「**こども・若者相談センター**」を一つに統合し、「**(仮称) 磐田市こども若者家庭センター**」を設置する。



全ての人に対して各部門が連携した一体的支援

磐田市総合健康福祉会館 (iプラザ) 2階にある部屋を改修し執務場所とする

Copyright Iwata City. All Rights Reserved

4

4